



6

軽自動車税が改正されます

平成27年度より

地方税法の改正に伴い、平成27年度より軽自動車税の税額が改正されます。車両の種別や新車登録日によって税額や変更時期が異なりますので、左表からご確認ください。

軽自動車税の税額変更時期一覧

税額が変わらない車両	⇒ 平成27年3月31日までに車両番号の指定を受けた車両
平成27年度に新税額が適用される車両	⇒ 平成27年4月1日に車両番号の指定を受けた車両
平成28年度以降に新税額が適用される車両	⇒ 平成27年4月2日以降に車両番号の指定を受けた車両
平成28年度以降重課税となる車両(経年車)	⇒ 車両番号の指定後13年を経過した車両(翌年度から)

車種別の軽自動車税改正内容

【原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車】

平成27年4月1日から下記の新税額が適用されます。

車両区分		平成26年度まで	平成27年度から(新税額)
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(排気量50cc以下)	2,500円	3,700円
軽自動車二輪(排気量125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(排気量250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車(農耕作業用)		1,600円	2,400円
小型特殊自動車(その他)		4,700円	5,900円

【三輪軽自動車・四輪軽自動車】

平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定(※)を受ける車両については、下記の新税額が適用されます。

平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けた車両はこれまでと変更ありませんが、13年を経過すると経年車税率が適用されます。

車両区分		平成26年度まで	平成27年度から(新税額)
軽自動車三輪		3,100円	3,900円
軽自動車四輪	乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物	自家用	4,000円
		営業用	3,000円

【三輪軽自動車・四輪軽自動車の経年車】

賦課期日(4月1日)現在、初めての車両番号の指定(※)を受けてから13年を経過した車両については、平成28年4月1日から下記の新税額が適用(重課税)されます。

車両区分		平成27年度まで	平成28年度から(新税額)
軽自動車三輪		3,100円	4,600円
軽自動車四輪	乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物	自家用	4,000円
		営業用	3,000円

※「車両番号の指定」とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときに行われる検査です。自動車検査の「初度検査年月」の欄に掲載されています。

問合せ先

税務課 税務係

☎65・1076

